学校給食表彰要項

平成　５年７月　１日　文部大臣裁定
平成　９年６月　２日　一　部　改　正
平成１３年１月　６日　一　部　改　正
平成１３年４月１１日　一　部　改　正
平成１４年４月１５日　一　部　改　正
平成１７年５月１９日　一　部　改　正
平成１９年５月３０日　一　部　改　正
平成２１年６月２９日　一　部　改　正
平成２８年６月１４日　一　部　改　正

１　趣　　旨

この表彰は、学校給食の実施に関し、優秀な成果をあげた学校及び共同調理場を「学校給食優良学校等」、並びに特に功績のあった学校給食関係者及び学校給食関係団体を「学校給食功労者」として、文部科学大臣が表彰をすることにより、学校給食の普及及び充実を図ることを目的とする。

２　表彰対象

（１）学校給食を実施している国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、夜間課程を置く高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び共同調理場（以下「学校等」という。）

（２）（１）に勤務する校長、場長、副校長、教頭、教諭、栄養教諭、学校栄養職員、調理員等の教職員、（３）に掲げる学校給食関係団体の代表者及びそれに準ずる者、並びにその他学校給食の実施に関し、特に功績があったと認められる個人（以下「学校給食関係者」という。）

（３）学校給食会、学校給食研究団体、学校栄養士会その他学校給食に関し自主的に組織的な活動を行っている団体（以下「学校給食関係団体」という。）

３　表彰推薦

表彰の対象となる上記２（１）～（３）の推薦については、別に定める学校給食表彰推薦要領により、都道府県教育委員会等が行う。

４　表彰決定

表彰する上記２（１）～（３）の決定については、都道府県教育委員会等の推薦に基づき、文部科学大臣が行う。

５　表彰方法

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

６　そ の 他

表彰の対象となる上記２（１）～（３）の推薦及び記念事業による表彰、その他必要な事項は初等中等教育局長が別途定める。

附則

施行期日

１　この要項は、平成２１年６月２９日から実施し、平成２１年度の表彰から適用する。

附則

施行期日

１　この要項は、平成２８年６月１４日から実施し、平成２８年度の表彰から適用する。